

E i w a N e w s

報酬・料金等に係る源泉徴収制度

令和 7 年 6 月
(No.239)

居住者に対し国内において給与手当や退職手当等、又は一定の報酬・料金等の支払をする者、非居住者又は外国法人に対し国内において一定の国内源泉所得の支払をする者は、その支払の際、源泉所得税を徴収して納付する必要があります。

税務調査においても、この源泉所得税の徴収もれを指摘されるケースは多く、また、源泉徴収の対象となるかどうかの判断や、徴収税額の計算方法を誤っている事例も見受けられます。

今回は、居住者に対する報酬・料金等に係る源泉徴収制度のうち、特にご質問の多い項目をご紹介します。

(なお、[3] ～ [6] は非居住者に対する源泉徴収の場合も同様です。)

【1】 源泉徴収の対象となるもの

源泉徴収の対象となる報酬・料金等は、所得税法や政令に細かく列挙されており、主に下記のようなものがあげられます。

- ・原稿料、デザイン料、著作権・工業所有権等の使用料、講演料、芸能・スポーツの指導料等
- ・弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、経営コンサルタント等に支払う報酬
- ・社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬
- ・プロ野球選手、プロサッカー選手、モデル、外交員等に支払う報酬
- ・映画、演劇その他芸能、テレビ等の出演料等、芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬
- ・専属して役務の提供を約することにより一時に支払う契約金
- ・広告宣伝のための賞金等

【2】 同一人に対し 1 回に支払われる金額

源泉所得税の金額は、多くの場合、報酬・料金等の額に 10.21%（同一人に対し 1 回に支払われる金額が 100 万円を超える場合、その超える部分については 20.42%）を乗じて計算されます。

この 1 回に支払われる金額とは、契約等に基づき「1 回に支払われるべき金額」をいいますが、1 回に支払われるべき金額を分割して支払った場合は、実際に支払った金額ごとに税率を判定してよいことになっています。

例 1 200 万円の契約による講演料を 1 回で支払った場合
→ $100 \text{ 万円} \times 10.21\% + 100 \text{ 万円} \times 20.42\%$

例 2 100 万円の契約による講演料と 50 万円の契約による原稿料を合わせて支払った場合
→ $100 \text{ 万円} \times 10.21\% + 50 \text{ 万円} \times 10.21\%$

例 3 200 万円の契約による講演料を 100 万円ずつ 2 回に分割して支払った場合
→ 1 回目 $100 \text{ 万円} \times 10.21\%$ 、2 回目 $100 \text{ 万円} \times 10.21\%$

【3】 報酬・料金等と併せて支払う旅費等

報酬・料金等は、日当、謝礼、材料費、旅費等の名目で支払うものであっても、源泉徴収が必要になります（※1）。

ただし、報酬・料金等の支払者から直接交通機関やホテル等に支払われる旅費等は、その金額が通常必要であると認められるものである限り、源泉徴収をしなくてよいことになっています。

実務上は、報酬・料金等の支払を受ける者から、交通機関等が発行した領収書（報酬・料金等の支払者宛のもの）を徴収して旅費等の立替精算をしている場合、当該旅費等は直接交通機関等に支払われたものとみなして源泉徴収をせず、税務調査においても是認されているケースもあります。

（※1）登記に係る登録免許税等に充てるものとして支払われたものは、源泉徴収不要とされています。

【4】 経済的利益の供与

報酬・料金等は、金銭の支払いではなく、物品その他の経済的利益を供与する場合も、源泉徴収が必要になります。

金銭による支払と併せて経済的利益が供与されている場合、経済的利益に係る源泉所得税は、金銭による支払時に上乗せで徴収することができますが、金銭による支払が無い場合や金額が少ない場合は、相手先から別途源泉所得税を徴収するか、又は経済的利益の評価額を手取額としていわゆるグロスアップ計算をしたうえで、当該源泉所得税を納付する必要が生じます。

【5】 消費税等の取扱い

源泉徴収の対象とする金額は、原則として、消費税等を含めた金額（税込金額）となります。

ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの請求書等において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合は、報酬・料金等の額（税抜金額）を源泉徴収の対象としてもよいことになっています。

この「支払を受ける者からの請求書等」には、契約書やインボイス制度の要件を満たした仕入明細書等も含まれると考えられます。

【6】 不納付加算税・延滞税

源泉所得税の納期限は、原則として徴収した日の翌月 10 日となっています。

この納期限に遅れて納付すると、納付税額の 10%（※1）の不納付加算税と、納期限の翌日から実際に納付した日までの期間（※2）に応じて、延滞税（令和 7 年は年 2.4%）が課されます。

ただし、納期限から 1 ヶ月以内に納付され、かつ、納期限の前月以前 1 年間に納期限の到来する源泉所得税を遅れて納付したことがない場合は、不納付加算税は課されないことになっています。

（※1）税務調査により納税告知されることを予知して納付されたものでないときは 5%

（※2）自主納付したときは、不正行為があった場合を除き、最長 1 年間

ご不明な点がございましたら、弊事務所担当者までお気軽にお問い合わせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。